

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

要綱

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

期日は、平成十六年十一月一日とすること。